

開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市水道事業給水条例（昭和35年一宮市条例第15号。以下「条例」という。）、一宮市水道事業給水条例施行規程（昭和35年一宮市水道部管理規程第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、開発行為等を行う者（以下「開発行為者」という。）が当該開発行為等に伴い水道施設を施工する場合の水道施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為等

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為及びその他宅地開発とみなされる事業
- イ 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第2項及び第4条第1項、第2項、第4項の規定に伴い、配水管に消火栓を設置する行為、及び、消火栓の設置に伴い配水管を増加する行為
- ウ 分水を受ける行為

(2) 水道施設

- ア 開発区域内における市に寄付することを前提とした計画道路に埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類
- イ 市に寄付することを前提とした消火栓及び消火栓を設置するために埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類
- ウ 分水を受けるために埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、一宮市水道事業の給水区域内で実施される開発行為等について適用する。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、当該開発行為等における水道施設の整備について、水道施設の整備計画、設計条件、消火栓の設置、及びその他必要と認める事項について申請前に一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

2 前項に掲げる消火栓の設置については、設置の有無、設置する場合の位置、配水管布設状況等必要な事項について事前に関係部署と協議しなければならない。

(費用負担)

第5条 水道施設整備に係る配水管布設工事、配水管に付属する弁栓類の設置工事、既設配水管及び既設給水装置への接続または切替工事、施行中に必要とする試験及び完了検査に伴う費用は開発行為者の負担とする。ただし、給水装置の新設に伴い市が施工する公道部分の配水管布設工事は規程第4条の3を適用するものとする。

(実施設計)

第6条 実施設計は、水道施設設計指針（社団法人日本水道協会監修）、一宮市上下水道部工事仕様書（上水編）、一宮市上下水道部給水装置工事指針に基づくものとする。

- 2 開発行為者は、事前協議事項に基づいた実施設計を行うものとし、配水管の口径、管種、布設位置等の設計条件、その他の実施設計の内容について、水道施設実施設計審査（変更）申請書（様式第1号）を管理者に提出し審査を受けなければならない。
- 3 管理者は、実施設計の内容について認めるときは、開発行為者に水道施設実施設計審査（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(工事施工)

第7条 開発行為者は、第6条第3項の規定による承認を受けた後でなければ水道施設工事に着手できないものとする。

- 2 開発行為者は水道施設の施工を行う者（以下「水道施設施工業者」という。）を選定する場合は次に定める条件をすべて満たす者でなければならない。ただし、管理者が特に適当であると認めた者についてはこの限りでない。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による水道施設工事及び、管工事の許可を得た者
 - (2) 一宮市指定給水装置工事事業者
 - (3) 一宮市競争入札参加名簿に登録されている者
- 3 開発行為者は、水道施設施工業者を選定し、水道施設工事の着手日の10日前までに、水道施設施工業者届出書（様式第3号）に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。なお、第4号、第5号については管理者の承認を受けなければならない。
 - (1) 工事着手届
 - (2) 現場代理人・主任技術者等通知書
 - (3) 工程表
 - (4) 施工計画書
 - (5) 工事材料使用承認願
 - (6) 開発行為者と水道施設施工業者の契約書の写し

(7) その他管理者が必要と認めるもの

4 水道施設施工業者は、工事の施工について、条例並びに規程に定めるもののほか、愛知県土木工事標準仕様書を遵守するものとする。ただし、施工にあたり疑義が生じた場合は管理者と協議し、合意のうえ行うものとする。

5 実施設計に変更が生じた場合、開発行為者は速やかに水道施設実施設計審査（変更）申請書（様式第1号）を管理者に提出し審査を受けなければならない。

6 管理者は、前項の実施設計の変更内容について認めるときは、開発行為者に水道施設実施設計審査（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(工事の立ち会い)

第8条 管理者は、水道施設施工業者に工事全般において確認及び指導、助言を行い必要に応じて立ち会いを行うものとする。

2 管理者は、水道施設工事の施工中において必要に応じ、通水試験、水圧試験、水質試験及びその他必要な試験を水道施設施工業者の立会いのうえ、実施するものとする。

(工事の完了及び検査)

第9条 開発行為者は、水道施設工事が完了した時は、次に掲げる書類を添えて、速やかに水道施設工事完成検査申請書（様式第4号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 工事竣工図

(2) 工事写真一式

(3) 水圧試験報告書

(4) その他管理者が必要と認めるもの

2 管理者は、前項の申請があったときは、一宮市上下水道部職員の中から検査員を任命し、開発行為者及び水道施設施工業者立会いのうえ、完成検査を行うものとする。

3 管理者は、前項の完成検査により合格と認めたときは、水道施設工事完成検査結果通知書（様式第5号）により合格した旨を速やかに開発行為者に通知するものとする。

4 開発行為者は、検査の結果が合格するまで工事の手直しを行い、検査を受けなければならない。

(寄付採納)

第10条 開発行為者が、前条第3項の規定による通知を受けたときは、水道施設寄付採納届出書（様式第6号）を、ただちに管理者へ提出しなければならない。

2 管理者は、水道施設寄付採納届出書の内容が適当と認めるときは、開発行為者に水道施設寄付採納承諾書（様式第7号）を交付するものとする。

(瑕疵)

第11条 管理者は、前条の規定により寄付採納された水道施設に瑕疵があるときは、開発行為者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、寄付採納を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が開発行為者又は水道施設施工業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は10年とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。